

「滋賀県工業用水道条例」の一部改正について

平成 30 年度から平成 34 年度までの工業用水道事業の料金改定を行うため、滋賀県工業用水道条例（昭和 45 年滋賀県条例第 26 号）の一部を改正しようとするものです。

1 事業概要

【南部工業用水道事業】

- 給水区域 : 草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、竜王町
- 受水企業数 : 45 社
- 基本水量 : 55,736 m³/日

【彦根工業用水道事業】

- 給水区域 : 彦根市、多賀町
- 受水企業数 : 14 社
- 基本水量 : 32,252 m³/日

2 料金改定の基本的な考え方

- ◆必要な施設整備をアセットマネジメントに基づき効率的に実施する。
- ◆内部留保資金の活用により基本料金の低減を図る。
- ◆健全な経営を維持するための経営水準を確保する。

3 料金改定案

【南部工業用水道事業】

基本料金・特定料金（※）・超過料金の料率は、内部留保資金を活用して値下げ改定を行い、基本使用料金・特定使用料金の料率は、動力費の状況から据え置くこととします。

【彦根工業用水道事業】

全ての料金の料率を、内部留保資金の活用や動力費の状況から据え置くこととします。

名称	種別	現行料率	改定案	改定値幅
南部	基本料金	基本水量 1 m ³ につき 40 円	34 円 70 銭	▲5 円 30 銭
	基本使用料金	基本使用水量 1 m ³ につき 8 円	改定せず	
	特定料金	特定水量 1 m ³ につき 40 円	34 円 70 銭	▲5 円 30 銭
	特定使用料金	特定使用水量 1 m ³ につき 8 円	改定せず	
	超過料金	超過使用水量 1 m ³ につき 96 円	85 円 40 銭	▲10 円 60 銭
彦根	基本料金	基本水量 1 m ³ につき 14 円	改定せず	
	基本使用料金	基本使用水量 1 m ³ につき 3 円		
	特定料金	特定水量 1 m ³ につき 14 円		
	特定使用料金	特定使用水量 1 m ³ につき 3 円		
	超過料金	超過使用水量 1 m ³ につき 34 円		

※ 特定水量とは、基本水量を増量すると原則減量することができないため、受水企業が工場の拡張等により水量の増加が見込まれるが、その水量が明確でない場合等に、期間を定めて承認する水量です。

4 基本水量の見直し

受水企業の使用水量の見込みを踏まえて、基本水量を見直します。

【南部工業用水道事業】 55,736 m³/日 → 52,860 m³/日 (▲ 2,876 m³/日)

【彦根工業用水道事業】 32,252 m³/日 → 24,558 m³/日 (▲ 7,694 m³/日)

5 料金の算定 (平成30年度～平成34年度)

【南部工業用水道事業】

○基本料金

$$\left(\frac{\text{固定費}(\text{※1})}{4,155\text{百万円}} - \frac{\text{控除項目}(\text{※2})}{808\text{百万円}} \right) \div \frac{\text{基本水量}}{52,860\text{m}^3/\text{日}} \div \frac{\text{日数}(\text{※3})}{1,826\text{日}} = \frac{\text{基本料金}}{34\text{円}70\text{銭}/\text{m}^3}$$

※1 固定費: 人件費、修繕費、委託料、動力費(基本料金)、減価償却費、資産維持費、撤去費等

※2 控除項目: 内部留保資金(343百万円)、減量負担金等

※3 日数: 平成30年度から平成34年度の総日数

○使用料金

$$\frac{\text{変動費}(\text{※1})}{474\text{百万円}} \div \frac{\text{使用水量}(\text{※2})}{32,338\text{m}^3/\text{日}} \div \frac{\text{日数}(\text{※3})}{1,826\text{日}} = \frac{\text{使用料金}}{8\text{円}/\text{m}^3}$$

※1 変動費: 動力費(使用料金)、薬品費

※2 使用水量: 過去3年間(平成26年度から平成28年度)の平均実績

※3 日数: 平成30年度から平成34年度の総日数

6 施設整備計画 (平成30年度～平成34年度)

(百万円)

名称	工事費総額	主な工事内容
南部	2,230	<ul style="list-style-type: none"> ・導水設備(ポンプ等)更新 ・沈澱池設備(攪拌機等)更新 ・管路更新(3路線 3,815m)
彦根	478	<ul style="list-style-type: none"> ・電気設備(受変電設備等)更新 ・管路更新(2路線 1,012m)